



## ケニアのマウント・エルゴン紛争での戦争犯罪

### 一斉検挙されるか、さもなくば避難かの選択を迫られる男たち

#### 要約

世間にはあまり知られていないケニア政府治安部隊とサバオト国土防衛軍(SLDF)の間での紛争の結果、ケニア西部、ウガンダ国境近くマウント・エルゴン地域の一般市民は、数万人も故郷から避難を余儀なくされるなど、両紛争当事者の残虐行為のために二重の犠牲を強いられてきた。

2006年以来SLDFは、土地を巡る争い、犯罪、及び地方権力を目指しての抗争などが複雑に絡み合う中、数千人の一般市民を襲撃し、殺害・レイプ・身体切断などをしてきた。ケニア政府の治安対策は当初消極的だったが、激しい対立をみたケニア選挙の後、2008年初頭から、政府軍を投入し非常に積極的になった。軍と警察の共同作戦の中で、治安部隊は数千人の男性及び少年を逮捕、拘留中に数百人を拷問、非合法に数十人を殺害した。住民は反SLDF措置を支持しているが、軍と警察の共同作戦展開の中、大きな恐怖を味わい、精神的ショックを受けた。

SLDFとケニア治安部隊は、両者ともに重大な人権侵害を行っている。紛争は武力衝突のレベルに達し、両者は戦争犯罪に該当するまでの重大な国際人道法(戦争法)の違反を犯すようになった。

ケニア政府はこのような犯罪の責任者を迅速かつ公平に訴追する責任がある。しかし、これまでのところ公けには黙して語らず、その対応は不十分なものである。政府高官はSLDFの犯した人権侵害を声高に主張する一方、政府治安部隊による拷問があったという報告を否定するのに躍起になっている。大量の証拠や、地元の人権保護団体、地元メディア、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、在ナイロビ・独立・医師-弁護士・ユニット(MLU)、憲法上独立を保障されている国内人権機関・ケニア国家人権委員会などが最近数ヶ月の間に報告や発表を行っているにも拘わらず、である。

SLDF及び治安部隊両者による残虐行為を調査・暴露した地元人権活動家やジャーナリストは弾圧されている。2人の著名な人権活動家が、ヒューマン・ライツ・ウォッチとともに共同声明を2008年4月に発表した後軍に追跡され、2名とも短期間ではあるが国を離れた。

結局、6月になって、当局は拷問疑惑について警察の内部調査を行うと発表したが、調査対象項目・事項及び調査の独立性の程度は明らかにしなかった。調査されるべき司令官及び大臣の配下にある治安組織による内部調査では、求められている疑問の答えが導かれるとは到底思えない。恣意的な逮捕、拘留、拷問は当初から計画されていたのか？起きている事態に関して政府高官はどの程度まで認識していたのか？なぜ事態が知られるようになってすぐ対策を取らなかったのか？

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、治安軍による人権侵害および不当な財産破壊に対する犠牲者の申立をしっかりと調査して補償を検討し、透明性を保持しつつ軍司令官、警察幹部、政府高官及び大臣の責任を調査する独立した公式調査を要求する。

加えて、政府治安部隊と及びSLDFによる拷問や超法規的処刑、その他の残虐行為の責任者への犯罪捜査はより強力に推し進められるべきである。SLDFに資金その他支援をした者もまた捜査・訴追されるべきである。拘留中に殺害された者の家族は適切に事実を知らされるべきであるし、かつ、遺体は家族に返されるべきである。当局は、強制移住させられたコミュニティーを援助する人道団体に、コミュニティーに対する妨害なきアクセスを許すべきであるし、被拘禁者に医療を提供すべきである。

ケニア政府はマウント・エルゴン地域紛争を長い間無視し、国際社会も注目することはなかった。紛争の原因是土地をめぐる対立に根ざしているが、ケニアにおける組織的な暴力の多くと同様政治に密接に関係している。様々な地方政治家の利益のために資金援助され操られた民兵たちが、1990年代の初めからマウント・エルゴン周辺で活動していた。

ケニアの政治プロセスに長くしかも深く根ざして来た土地問題、民族間の対立の扇動及び政治目的達成ための暴力という組み合わせが、SLDFの歴史、組織及び資金に典型的に現れている。それは、2007年12月27日の大統領選挙結果に対する対立に引き続いて2008年初頭に西部ケニア及びリフト・バレイで起きた事件（ほとんどが組織化された暴力事件だった）で顕著であった。

選挙に引き続いて起きた暴力事件は、ケニアの政治システムの中におけるガバナンス（統治）の欠陥のスケールの大きさ、及び、ケニアが非常に不安定で危険な状態であることを、世界そして多くのケニア人に知らせショックを与えた。この危険な状態は、長い間、不正行為への対処に繰り返し失敗してきたこと、かつ、残虐行為を行った者を処罰し正義をもたらすことを怠ってきたことなどの結果である。SLDFに顕著な組織の根深さ及びマウント・エルゴン周辺における根深くかつ大規模な人権問題は、組織犯罪及び人権侵害行為に関与した人々を免責し続け当局が何もしなかったことによる危険性を特に極端に示している。

サバオト国土防衛軍(SLDF)は非政府武装集団で、2006年にマウント・エルゴン地方のチェプユク地域における貧しい不法占拠住民たちを排除しようとした政府に抵抗し

て結成された。結成以来、民兵の活動は拡大し、また、暴力性そして政治性を高めている。2007年の総選挙前の選挙運動期間及びそれ以後、SLDFは特定の候補者たちを支持し、かつライバル候補者とその支持者をターゲットに襲撃した。

当初警察がとった対襲撃治安維持対策は、マウント・エルゴン地方とトゥランスーンゾイア地方の一部を大混乱させ、急速に勢力を拡大する武装集団を封じ込めることに失敗した。SLDFの活動及び治安部隊との武力衝突の結果、数千人の人々が避難を余儀なくされた。国内避難民数の推計は、2008年4月現在ケニア国家人権委員会による66,000人から政府軍によるところの200,000人までに幅がある。

ケニアの諸人権団体によれば、2006年以来SLDFは、同組織に反対し、または、その政治的ライバルを支持する男女600名超を殺害し、さらに多くの男女を拉致、拷問、レイプしてきた。また、SLDFのメンバーが手に入れたいと考える土地の所有者を拉致・拷問し、その土地の明渡しか体の切断かを無理やり選ばせた。また、“税金”を住民から徴収し、事実上のパラレル政府を運営。民兵を無視する者は、耳を切り落したり唇を縫い合わせたりして罰した。

2007年12月の選挙後の2008年3月、ケニア陸軍は、マウント・エルゴン地方の実行支配を取り戻すため、警察との合同作戦オコア・マイシャ(スワヒリ語で「命を救え」)を開始。地域住民は、当初その鎮圧作戦を歓迎したが、治安部隊の戦略に対し、短期間で反発するようになった。ケニア治安部隊による対SLDF作戦を展開する中で起きた人権侵害の規模——特にその組織的な拷問——は、まさにショッキングなものである。

犠牲者たちは、ヒューマン・ライツ・ウォッチに対して、ケニアの軍と警察がマウント・エルゴン地方のほぼすべての男性(10歳の子どもも含まれる)を、一斉検挙した時の状況を証言した。最も悪名高いのはカブコタと呼ばれるキャンプだが、軍の駐屯地では、拘留された人々はみな拷問され、SLDFのメンバーではないか又は武器のありかについて自白するよう強要された。治安部隊兵士は棒、チェーン、ライフルなどを使って殴った。殴られた人たちの中には死亡した人もあった。その遺体はヘリコプターで運ばれて密林に投げ捨てられた。SLDFのメンバーと疑われたものは、SLDFのメンバーであるかどうかを決定する密告者の前を歩かされ、首実検された。これらの首実験が当初の拷問のあと行われたのは意味深長である。大多数はその後釈放されたが、重傷を負っていた者もいた。中には拘禁され続け、軍からさらに拷問された者もいた。そうした者たちは、後に忽然と姿を消し「強制失踪」させられたか、あるいは警察に引き渡されブンゴマとカカメガの刑務所に入れられた。

地元の人権擁護団体は、2008年3月9日の作戦開始以来6月末までの間に72名の死者並びに34名の行方不明者を記録している。作戦関係筋の情報によればその数はさらに増大する。すなわち、正規裁判手続きを経ないで超法規的に殺害された者の数は220名に昇るという。軍自身、4千名近くを拘禁したことを認めている。そのうち約

800名を刑務所に移送したと軍は表明している。2008年6月現在までに、758名のSLDF容疑者が「戦争的行動の扇動」罪で裁判所のアレインメント手続(罪状認否手続)に付された。但し、その後多くは後に保釈された。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、地元の遺体安置所で、そこに居合わせた人がカプコタ駐屯地から運ばれて来たと証言する数体の遺体を目撃した。鞭の跡、擦り傷、骨折、手首や足首上のロープによる火傷跡、腫れた軟組織など、拷問の兆候がみられた。地元で人権保護活動に従事する人によれば、32名の学齢期の子どもを含む450名の被拘禁者が、2008年3,4,5月を通じて、超満員のブンゴマ刑務所に拘禁されているとのことだ。傷がもとで拘留中に5名が死亡し、多数が重体になったにもかかわらず、被拘留者は、当初、適切な医療を受けることを拒否されていた。

ケニア治安部隊は、法的に国際人権法に拘束され、また、国際人権法の多くはケニアで国内法化されている。ケニア憲法及び人権法は、拘禁中の全ての個人に対する基本的な適正手続きの保障を規定している。いかなる時においても、拷問並びに非人道的な又は品位を傷つける取り扱いは絶対的禁止とされている。

軍と警察の共同作戦が2008年3月に開始されて以来、マウント・エルゴンにおける戦いは国際人道法(戦争法)上の国内武力紛争のレベルにまで達したと考えられる。国際人道法は、暴動や暴力行為の頻発のような国内騒乱及び緊張状態を超えたレベルの武力紛争に適用される。具体的には、1949年ジュネーブ諸条約共通3条及び慣習国際人道法などが適用される。

紛争の両当事者たる治安部隊及びSLDFは、双方とも、敵対行為に関する法に従い、かつ、一般市民と捕虜の保護を義務付けられている。国際人道法上は違法とはいえないSLDFの軍事行動であってもケニア国内法は違法行為であるから、SLDFのメンバーが国内法上訴追されるということも考えられる。たとえば、殺人、殺人未遂、武器の携帯、戦争扇動並びに凶謀などの犯罪だ。

ケニア政府は、拷問が告発されることについて警察に調査を命じてきている。しかしながら、米国や英国は、マウント・エルゴン地方で指摘されている拷問などの重大な犯罪について適切な調査が行われ、かつ、責任者の法的処罰を確保するための適切な処置が取られるまでは、ケニア治安部隊に対する軍事援助その他の援助は停止すべきである。

2008年7月